

保育所等 訪問支援事業



児童福祉法に基づく保育所等訪問支援
事業所番号：2855100661

理念

安心ある生活環境を創り、よりよい子育てを支援します。
こどもの知・心・体の健康を支援します。

保育所等訪問支援とは？

児童福祉法に基づいて行われるサービスです。

支援員(専門スタッフ)がお子さまの通う保育所(保育園)、幼稚園、小学校等の施設に出向き、集団生活に適應するための支援を行います。

また、訪問先の先生との話し合いを通して、お子さまの特性に応じた対応について一緒に考えます。

対象

- 未就学児 (2～6歳)
- 小学校低学年 (学校への移行後のフォロー)

利用方法

こども家庭センターが発行する
受給者証をお持ちのお子さま

訪問先

保育所(保育園)・幼稚園・乳児院・小学校
認定こども園・児童養護施設・
その他市町村が認める施設

(例：児童発達支援・放課後児童クラブ等)

支援期間

半年～1年間

(お子様の様子や時期により調整継続可)

訪問頻度

基本月1～4回

(お子さまの様子や時期により調整可)

〈利用ご希望の方〉

・通所受給者証が必要になります。当施設までお問い合わせください

〈訪問支援〉

・お子さまへの直接支援(先生との相談の上支援方法を決定)
・先生への間接支援

〈話し合い〉

・定期的な話し合い、支援方法の共有

〈報告〉

・支援員が訪問支援の内容の報告(面談もしくはメール)

〈費用〉

給付費の1割負担(ご家庭の所得により上限額あり)
満3歳になって初めての4月1日～小学校就学まで無償

当事業所を初めて利用される方や、ご利用方法等のご質問についてはお電話かメールにて承ります。

お気軽にお問い合わせください。

(☎078-351-3681) (窓口 岡本)

メール:homon@oyadoriconcon.com

〒650-0015 神戸市中央区多聞通5-3-4 202

<https://www.oyadoriconcon.com>

こんこんは、集団生活(園、学校など)でのお子さまをサポートするとともに、お母さんのご心配をフォローいたします！

たとえば…保育所・幼稚園など

- ・園活動・行事に参加しにくい
- ・指示に従って行動することが難しい
- ・遊びに幅がない
- ・順番を待つことが苦手
- ・負けるとかんしゃくを起こす
- ・友達と手をつなげれない
- ・コミュニケーションがとりにくい(理解と表現)
- ・声の大きさを調整しにくい
- ・日常生活動作の自立がなされていない(食事・着脱・排泄など…)



たとえば…小学校など

- ・授業内容を理解できず、集中しにくい
- ・授業中立ち歩く
- ・質問に対する答えがかみ合わない
- ・学校生活や遊びのルールを理解しにくい
- ・先生の全体指示がわからない
- ・クラス全員の前で発表できない
- ・会話のやり取りが続かない
- ・会話の中で一方的に話してしまう
- ・緊張や不安が強く、不安定になりやすい
- ・偏食が強いなど…



●園、学校など先生方からのご相談も承ります！

・日々指導の中でお子さまとの関わり方について、一人ひとりの特性に応じた対応や環境設定について一緒に考えてまいります。



児童福祉法に基づく保育所等訪問支援

事業所番号：2855100661



児童福祉法に基づく児童発達支援

事業所番号：2855100661



児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス

事業所番号：2855100695



児童福祉法に基づく児童発達支援

事業所番号：2850500089



児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス

事業所番号：2855100117

